



静岡労働局
富士労働基準監督署発表
令和6年5月 日

富士労働基準監督署
署長 町田 真
安全衛生課長 黒岩 匠
電話 0545-51-2255

令和6年度 全国安全週間の実施について 7月1日（月）から7月7日（日）まで （準備期間：6月1日から6月30日まで）

富士労働基準監督署（署長 町田 真（まちだ しん））は、7月1日から7月7日までの期間、「令和6年度全国安全週間」として、労働災害を防止するため、各職場への巡視やスローガンの掲示などの職場における労働災害防止活動の取り組みを実施します。

全国安全週間は、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的として、昭和3年に初めて実施され、今年度で第97回目を迎えます。

県内では、近年労働災害が増加しており、令和5年の死傷者は4,576人（休業4日以上、新型コロナウイルス感染症は除く）となっています。また、そのうち25人の方が亡くなっています。

こうした状況から、多発している行動災害（転倒災害、腰痛災害）、動力機械によるはさまれ・巻き込まれ災害、高所からの墜落・転落災害対策を重点に指導していきます。

1. 令和6年度 全国安全週間について

(1) 期間 **7月1日（月）から7月7日（日）まで**
（準備期間 6月1日から6月30日）

(2) スローガン
『**危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽
みんなで築く職場の安全**』

(3) 各事業場で取り組んでいただきたい実施事項

- ・経営トップによる安全衛生活動
- ・安全衛生管理体制の確立
- ・安全衛生教育の実施
- ・転倒災害防止対策（STOP!転倒災害プロジェクト）
- ・高年齢労働者の特性に配慮した職場環境の整備
- ・リスクアセスメントの実施
- ・非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- ・熱中症予防対策

(4) 説明会の実施

日時：令和6年6月4日 13時30分～

場所：富士市文化会館（ロゼシアター） 小ホール

主催：富士労働基準協会 後援：富士労働基準監督署

2. 労働災害発生状況について

富士署管内の令和5年の労働災害による死亡者数は6名で対前年比4名の増加でした。

休業4日以上之死傷者数は547名で、対前年比で24人（4%）増加でした。（※新型コロナウイルス感染症を除く）

死傷者数は、近年増加しており、令和2年と比較すると59名（12%）増加しております。

業種別では、製造業が最も多く発生しており、全体の約39%を占めています。そのうちパルプ・紙・紙加工製造業が最も多く3割以上を占めています。

事故の型別では、転倒災害が134名と最も多く発生しており、全体の24%を占めています。

労働災害の概要は以下の通りです。

(1) 死亡災害発生状況

業種別では、製造業で1名（対前年同数）、建設業で1名（対前年同数）、運輸交通業で2名（対前年比2名増）、商業で2名（対前年比2名増）

(2) 死傷災害発生状況（休業4日）

業種別では、製造業で216名（対前年比30名増）、商業で77名（対前年比7名増）、運輸交通業で64名（対前年比4名増）、建設業で48名（対前年比10名減）となっています。

事故の型別では、転倒災害で134名（対前年比14名増）、はさまれ巻き込まれ災害で104名（対前年比21名増）、墜落転落災害で94名（対前年比4名増）動作の反動無理な動作で60名（対前年比1名減）となっています。

3. 第14次労働災害防止計画について

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です。

中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人ひとりが潜在力を十分に発揮できる社会を実現に向け、国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組むべき事項を定めています。

計画期間

令和5年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

静岡労働局の計画目標重点事項

死亡災害・・・第13次計画期間と比較して、第14次計画期間の労働災害による死亡者数を5%以上減少させる

死傷災害・・・2022年（令和4年）と比較して、2027年（令和9年）までに労働災害による休業4日以上之死傷者数を、減少に転じさせる

添付資料

- ・資料1 「令和6年度全国安全週間実施要綱」
- ・資料2 「労働災害発生状況」
- ・資料3 「第14次労働災害防止計画概要」

令和 6 年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 97 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和 5 年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業 4 日以上之死傷災害は前年同期よりも増加しており、過去 20 年で最多となった令和 4 年を上回る見込みで、平成 21 年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和 5 年 3 月に策定された第 14 次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次 2 年目となる令和 6 年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和 6 年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

危険に気付くあなたの目　そして摘み取る危険の芽　みんなで築く職場の安全

2 期 間

7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

3 主 唱 者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協 賛 者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協 力 者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実 施 者

各事業場

7 主 唱 者、協 賛 者 の 実 施 事 項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
 - ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒ

ヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④ リスクアセスメントの実施

ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上

ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知

ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発

オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用

イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進

ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施

エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

オ トラックの逸走防止措置の実施

カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

(ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用

(イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用

(ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

(エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

(オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

(キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④ 製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

⑤ 林業の労働災害防止対策

ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進

オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨

カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施

イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

ア 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施

ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

イ その他請負人等が上記10（1）～10（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

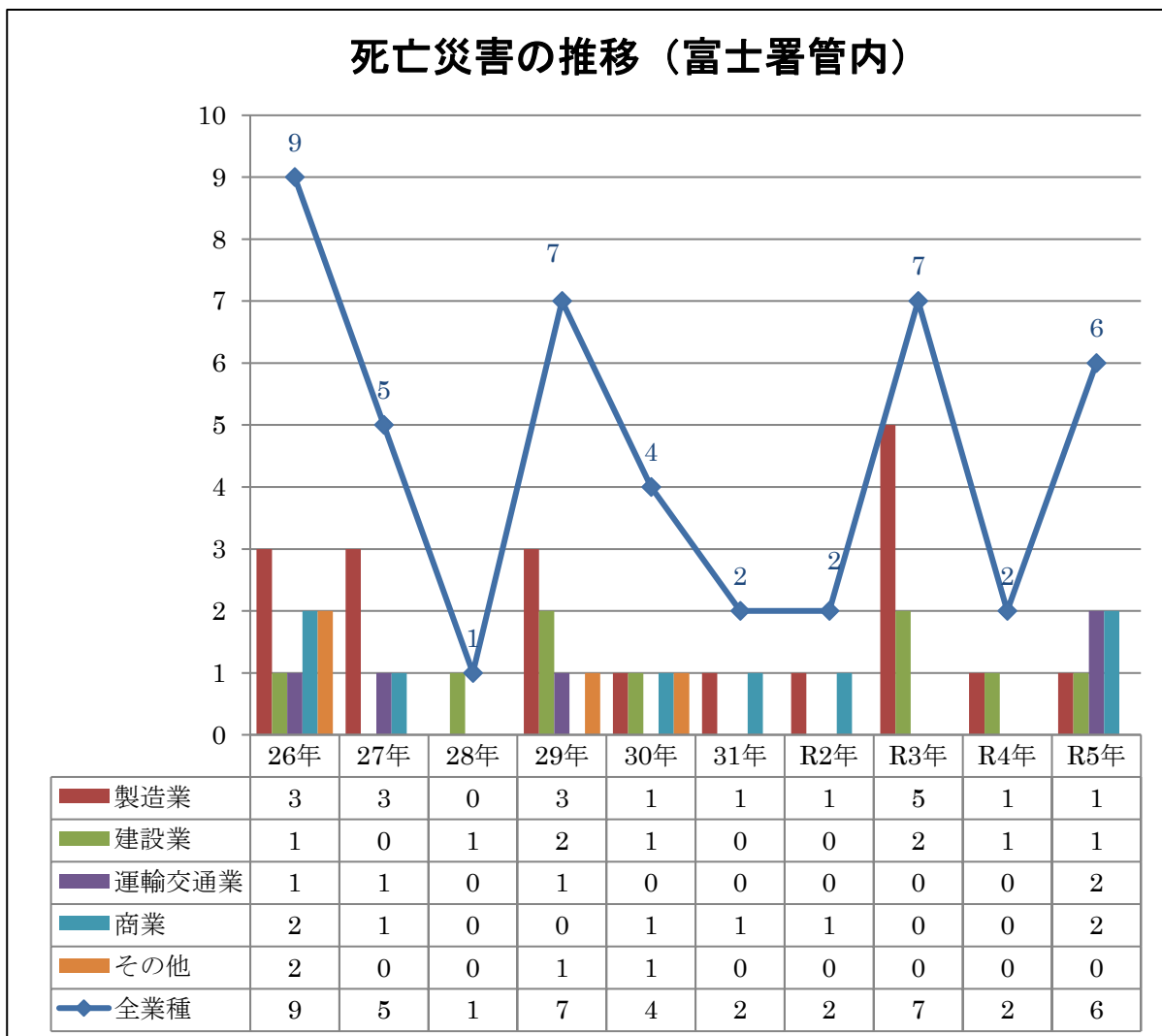
労働災害発生状況

富士労働基準監督署

1 死亡災害

(1) 死亡災害の推移

- ・ 全産業における死亡者数は6名で、前年に比べ4名増加
- ・ 製造業における死亡数は1名で、前年と同数
- ・ 建設業における死亡数は1名で、前年と同数
- ・ 運輸交通業における死亡者は2名で、前年に比べて2名増加
- ・ 商業における死亡者は2名で、前年に比べて2名増加



(2) 死亡災害の概要

令和5年発生のもの

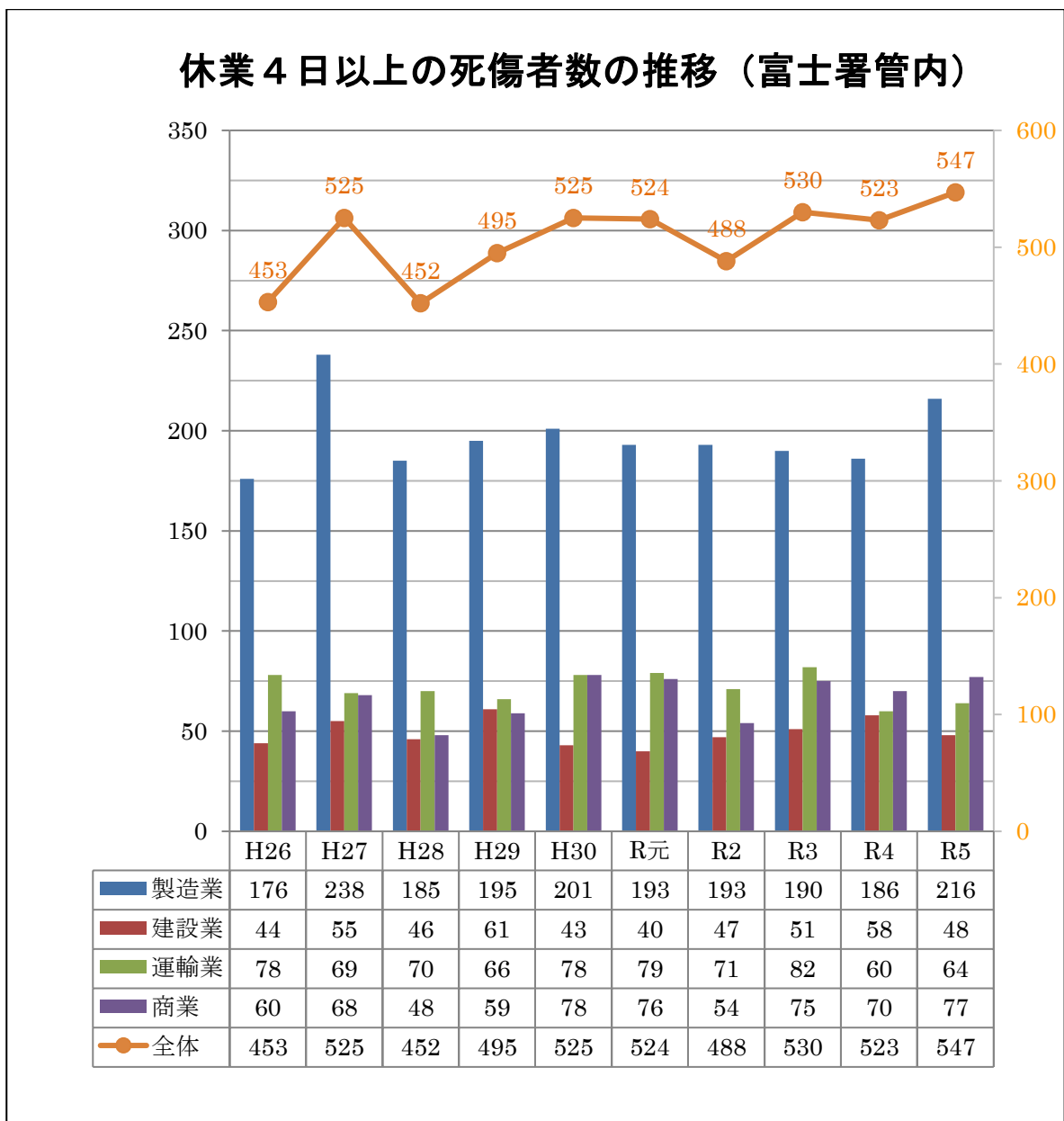
No.	業種	性別	災害発生状況	事故の型
1	電気通信工事業	男	最大定格荷重2.9tの移動式クレーン（トラッククレーン）による電柱（長さ16m、重さ約1.7t）の撤去作業中、後方アウトリガーを支点にトラッククレーンが浮き上がり、トラックの荷台部分に設けられたクレーン運転席でクレーンを運転していた被災者がクレーンで吊り上げていた電柱に激突し、死亡した。	激突
2	その他の小売業	男	店舗2階の駐車場において、開店前に出勤していた被災者が、駐車場でふらついているところを同僚が発見した。 頭から出血が見られたが、意識があったため帰宅したものの、その後容態が悪化し搬送先の医療機関で入院していた。その後、被災者の持病が悪化したため、別の医療機関へ転院したが死亡した。	激突
3	新聞業	男	被災者は、原動付きバイクを使用して朝刊配達を行っていた。 配達先の家から次の家に向かうため、県道を横断したところ、県道を走行していた軽自動車と衝突し、死亡した。	交通事故

4	パルプ・紙製造業	男	<p>被災者は抄紙機コーターパートにおいて、ローラーに付着した塗料を落とすためスポンジでローラーを払拭していたところ、ローラーに右手を巻き込まれ死亡した。</p> <p>調整作業は、機械を停止せずに実施していた。</p>	挟まれ・巻き込まれ
5	一般貨物自動車運送業	男	<p>トラック運転手である被災者は、事務場の構内においてトラックの荷台に荷物の積み込み作業を行っていたところ、突然意識を失い倒れたため、近くにいた同僚が救急車を呼び、病院に搬送されたが同日死亡した。</p> <p>その後の調査において、複数月平均90時間の時間外・休日労働が確認された。</p>	その他
6	一般貨物自動車運送業	男	<p>トラック運転手である被災者は、コンビニエンスストアへの配送業務が終了したことから、事務場の駐車場から徒歩で移動していた。</p> <p>左手に返品された商品、右手に日報等を持って、建物2階にある事務所へ向かっていたところ、玄関へ続く5段の階段を上がりきったところで、バランスを崩して、後ろ向きに転落し、頭を打った。</p> <p>入院していたが、3日後に搬送先の医療機関で死亡した</p>	墜落・転落

2 死傷災害（休業4日以上之死傷災害）

(1) 死傷災害の推移

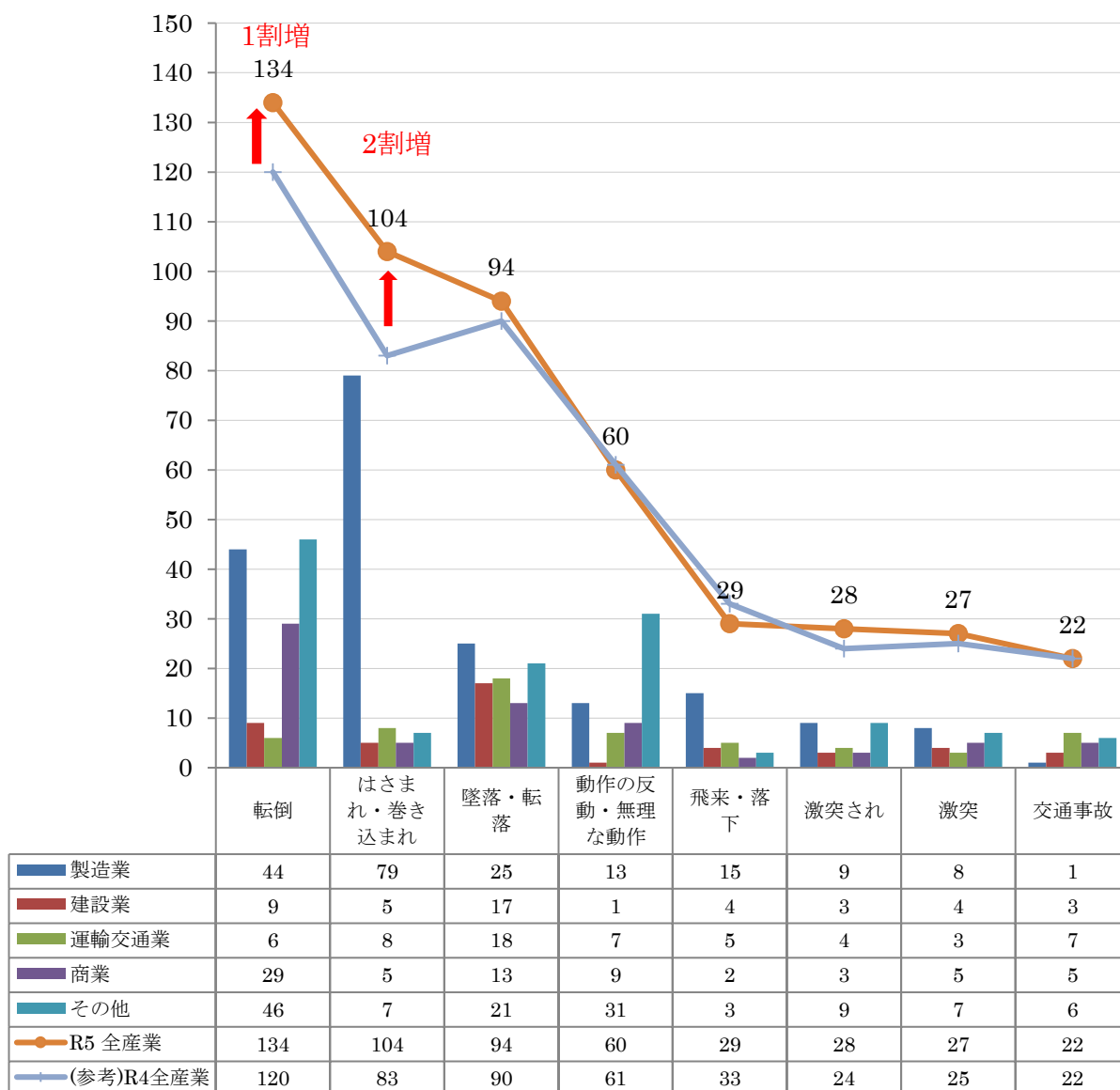
- ・ 全産業は 547 名で、前年に比べ 24 名の増加（新型コロナウイルス感染症を除く）
- ・ 製造業は 216 名で、前年に比べ 30 名の増加
- ・ 建設業は 58 名で、前年に比べ 10 名の減少
- ・ 運輸業交通業は 64 名で、前年に比べ 4 名の増加
- ・ 商業は 77 名で、前年に比べ 7 名の増加



(2) 業種別・事故の型別の死傷災害発生状況

- ・ 事故の型別では転倒災害が最も多く、次いで挟まれ・巻き込まれ災害、墜落・転落災害によるものが多い。
- ・ 転倒災害では 134 名の労働者が負傷しており、前年より 14 名増加し、全体の約 24%を占めている。発生の多い順に製造業 44 件、商業 29 件、保健衛生業 20 件、建設業 9 件となっている。
- ・ 墜落・転落では 94 名の労働者が負傷しており、前年より 4 名増加し、全体の約 17%を占めている。

業種別・事故の型別の死傷者数の推移（富士署管内）



※負傷者数上位 8 位の災害の型を計上

令和5年分 死傷病報告受理状況（確定値）

※新型コロナウイルス感染を除く

令和6年3月31日現在

事故の型別・起因物別 件数

号別	業種	3月	年累計		前年比	事故の型	パルプ・紙加工	建設	道路貨物	
			5年	4年					①	②
1	食料品		43	39	4	墜落・転落	7	17	①	18
	繊維		1	2	-1	転倒	13	9		6
	衣服		1		1	激突	3	①	4	2
	木材・木製品		7	12	-5	飛来・落下	3		4	5
	家具装備品					崩壊・倒壊	1			2
	パルプ・紙・紙加工品		① 74	① 58	16	激突され	3	3		4
	（内 パルプ・紙）		① 41	① 28	13	はさまれ・巻き込まれ	① 39		5	8
	印刷・製本		3		3	切れ・こすれ	1		1	3
	化学		22	21	1	踏み抜き				
	窯業・土石		1		1	おぼれ				
	鉄鋼			1	-1	高温・低温の物との接触	1			
	非鉄金属		1	1		有害物等との接触			1	
	金属		20	20		感電				
	一般機械		18	17	1	爆発				
	電気機械		5	6	-1	破裂				
	輸送用機械		14	6	8	火災				
	電気ガス水道					交通事故(道路)	1	3		7
その他の製造業	1	6	3	3	交通事故(他)					
小計	① 1	① 216	① 186	30	動作の反動・無理な動作	2	1		7	
2 鉱業					その他			①	1	
3 土木工事		13	9	4	分類不能					
建築工事		16	① 30	-14	合計	① 74	① 48	② 63		
木造建築工事		5	8	-3	起因物	パルプ・紙加工	建設	道路貨物		
その他の建設工事	① 14	11	3		原動機					
小計	① 48	① 58	-10		動力伝導機構	4				
4 鉄道					木材加工機械		1			
道路旅客			3	-3	建設機械		2			
道路貨物	① 1	② 63	57	6	金属加工機械		2			
小計	① 1	② 64	60	4	一般動力機械	① 27	1			
5 陸上貨物取扱		3	3		物上げ装置・運搬機械	9	① 11	29		
港湾運送		1		1	その他装置	9	6	9		
小計		4	3	1	仮設・建築物・構築物等	15	19	① 6		
6 農業		4	2	2	物質・材料	6	6	3		
林業		3	3		荷	3		13		
小計		7	5	2	環境等					
7 水産・畜産		6	11	-5	その他	1		① 3		
8 卸売業		12	10	2	合計	① 74	① 48	② 63		
小売業	① 3	② 56	53	3	フォークリフト災害	年累計		前年比		
～	1	37	36	1		5年	4年			
社会福祉施設		14	15	-1	製造業	7	8	-1		
飲食店		17	22	-5	運輸業	4	4			
17 ※	3	66	64	2	その他の業種		4	-4		
小計	① 7	② 202	200	2	合計	11	16	-5		
総合計	② 9	⑥ 547	② 523	24						

※その他の事業等とは
 8. 3理美容業 8. 4その他の商業 9金融・広告業 10映画・演劇業 11通信業 12教育・研究業 13. 1医療保健業 13. 3その他の保健衛生業 14. 1旅館業 14. 3その他の接客娯楽業 16官公署 17. 2その他の事業をいう。

○内の数字は死亡内件数

第14次労働災害防止計画の概要

(静岡労働局)

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことのできる職場環境の実現に向けて

近年、全国的には、労働災害による死亡者数は減少しているものの、県内の死亡者数は建設業を中心に増加しており、労働災害による休業4日以上死傷者数についても、ここ数年増加傾向にあります。また、労働災害発生率が高い60歳以上の高年齢労働者が増加しているほか、外国人労働者の労働災害発生率も高い状況にあります。さらに、中小事業場の労働災害の発生が多数を占めており、中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にあります。

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや過重労働、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応等多様化しており、現場のニーズの変化に対応した活動の見直し等が必要となっています。

このような状況を踏まえ、静岡労働局では、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度とし、5年間にわたり、当局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた静岡労働局第14次労働災害防止計画を策定しました。

計画の期間

2023年4月1日から2027年3月31日まで

計画の総合的な目標

◆死亡災害

第13次計画期間と比較して、第14次計画期間の労働災害による死亡者数を、**5%以上**減少させる

◆死傷災害

2022年と比較して、2027年までに労働災害による休業4日以上死傷者数を、**減少**させる

8つの重点事項

- ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物電送事業・建設業・製造業・林業）
- ⑦ 労働者の健康確保対策の推進（メンタルヘルス・過重労働・産業保健活動）
- ⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
（化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線）

第14労働災害防止計画の最重要課題

第13次労働災害防止計画の結果を踏まえ、静岡労働局においては、2023年4月から5年間、以下の4点を最重要課題として取り組むこととする。

- 1 建設業における死亡災害の撲滅
- 2 転倒災害の増加傾向への歯止め
- 3 外国人労働者の労働災害の減少
- 4 ストレスチェック制度のさらなる浸透

1 建設業における死亡災害の撲滅

目標

建設業の死亡者数について、第13次労働災害防止推進計画期間中の合計数と比較して第14次労働災害防止計画期間中の合計数を**30%以上減少させる（30人以下とする）**。

主要課題

- ・高所からの墜落・転落といった重篤な災害につながりやすい作業環境にある。また、近年、関係労働者の高齢化が進んでいる。
- ・近年、豪雨被害からの復旧工事に伴う死亡災害が目立つ。



目標達成に向けた取組

- ・リスクアセスメントの結果に基づく適切な墜落・転落防止措置及びエイジフレンドリーガイドラインに基づく取組の定着を図る。
- ・労働災害防止団体をはじめとした関係機関とのより一層の連携を図る。
- ・豪雨等の自然災害が予想される場合には、必要な情報を収集の上、適切なタイミングで労働災害防止の要請、パトロール等を行う。
- ・これまでに発生した死亡災害の分析を行い、同種災害の再発防止対策等を分かりやすく取りまとめた資料を作成し、指導や周知等に活用する。

2 転倒災害の増加傾向への歯止め

目標

- ・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率※を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに男女とも**その増加に歯止めをかける**。
- ・転倒による平均休業見込日数を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに**減少させる**。

※年千人率：1年間の労働者1,000人当たりが発生した死傷者数の割合を示すもの

主要課題

- ・社会福祉施設及び小売業における転倒災害の増加が著しい。
- ・高齢労働者の被災割合が高い。



目標達成に向けた取組

- ・取組の動機付けとなるよう、行動災害による経済的損失の「見える化」を図るとともに、行動災害防止の取組が生産性の向上等経営上のメリットにも繋がることを広く周知する（社会福祉施設及び小売業の関係事業場が参画するSAFE協議会等の枠組みの活用）。
- ・新たな「静岡労働局ぬかづけ運動」を展開し、転倒災害防止のための取組について周知啓発を図る。
- ・高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく取組等の周知を図る。
- ・行動災害の原因、再発防止対策について、詳細に分析、解析した結果を集約し、指導や周知等に活用する。

3 外国人労働者の労働災害の減少

目標

- ・外国人労働者の死傷年千人率を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに**減少させる**。

主要課題

- ・製造業に従事する外国人労働者の被災者数が多い。
- ・玉掛けやフォークリフト業務等において、必要な資格を取得せずに就業制限業務に従事する外国人労働者が散見される。



目標達成に向けた取組

- ・外国人労働者に分かりやすい方法による安全衛生教育や掲示等の「見える化」等の対策を講じるよう、厚生労働省ホームページや関係機関の作成する資料や視聴覚教材の活用を促す。
- ・関係機関と連携し、周知広報用資料の展開を行う。
- ・就業制限業務に従事する外国人労働者の資格取得を徹底させ無資格就労を撲滅させる。

4 ストレスチェック制度のさらなる浸透

目標

- ・30人以上50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施事業場数の割合を2023年（令和5年）と比較して2027年（令和9年）までに**増加させる**。
- ・50人以上の事業場におけるストレスチェック実施事業場の割合を2027年（令和9年）までに**90%以上**とする。

主要課題

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場は増えているが、50人以上の事業場において、受検率の低い事業場や未実施事業場について、業種間でも差が見られる。
- ・義務付けのない50人未満の事業場の受検率、実施率は未だ低いと思われる。

目標達成に向けた取組

- ・ストレスチェック制度における実施事項を記した「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づく取組の推進を図る。
- ・「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」等のマニュアル、「ストレスチェック制度サポートダイヤル」（独立行政法人労働者健康安全機構）等の相談窓口、静岡産業保健総合支援センター等による研修、及び、「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」等のツールの活用を促す。

総合的な目標（再掲）

これらの最重点課題の推進を図ることなどにより、計画期間中に

- ・**死亡災害**については、第14次労働災害防止推進計画期間（2023（令和5）年～2027（令和9）年）中の合計数を、第13次労働災害防止推進計画期間（2018（平成30）年～2022（令和4）年）中の合計数と比較して**5%以上減少させる**。
- ・**死傷災害**については、増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022（令和4）年と比較して2027（令和9）年までに**減少に転じさせる**。

ことを目標とする。

※ 主要な取組については、アウトプット指標及びアウトカム指標を設定して取組を推進する。

※ 最重点課題以外にも、重篤な災害が多発している業種等の労働災害防止対策、過重労働による健康障害防止対策や化学物質による健康障害防止対策など労働者の健康確保対策を着実に推進していく。